

10年保存

地発 0327 第 11 号  
基発 0327 第 8 号  
平成 24 年 3 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療労働専門相談員の設置について

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、医療・介護・健康関連産業は、「日本の成長牽引産業」として位置づけられ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備することとされている。

しかしながら、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）については、夜勤を含む交代制勤務等により、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、「新成長戦略」の実現には、必要な人材の確保を図りながら、看護師等が健康で安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高めていくことが喫緊の課題である。

このため、同年、厚生部局と労働部局の関係局長及び関係課長をメンバーとする「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」を設置し、看護業務が「就業先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業」となることを進めるため、夜勤を含む交代制の運用改善や多様な働き方の推進等の勤務環境の改善（職場づくり）、体系的なキャリア形成支援や潜在看護師等の復職支援等の人材の育成・確保（人づくり）及び地域レベルでの医療行政、労働行政及び関係者による推進体制の構築（ネットワークづくり）に取り組むこととする報告書を平成23年6月に取りまとめ、平成23年度より、医療行政と労働行政が協働し、都道府県や地域の医療関係団体等と連携を図りながら、取組を推進しているところである。

今般、看護師等の「雇用の質」の向上のための取組をより効果的に推進できるよう、新たに、「医療労働専門相談員規程」（平成24年厚生労働省訓令第6号）（別添1）に基づき、都道府県労働局に医療労働専門相談員（以下「専門相

談員」という。)を設置するので、下記により、その適切な運用を期されたい。

## 記

### 1 設置の趣旨

看護師等の「雇用の質」の向上のための取組については、平成22年、「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」を設置し、平成23年6月、医療機関等と行政が取り組む内容について報告書を取りまとめるとともに、平成23年6月17日付け基発0617第2号・職発0617第2号・雇児発0617第4号「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」（以下「局長通達」という。）をもって示されたところである。

この局長通達に基づき、平成23年度は、都道府県ごとに、地域の実情に応じて、地域の医療関係者等の参加を求めて、看護師等医療従事者の勤務環境の改善等に取り組む恒常的な連絡協議の場としての企画委員会を設置、開催するとともに、看護師長等医療機関等の労務管理者を対象に研修会を開催することとしている。また、東京・大阪・愛知の各労働局においては、先行的に、労働時間設定改善コンサルタントが看護師等の勤務環境の改善に向けた取組（好事例等）や課題を把握し、知見の収集等を行った上で医療機関等の状況に応じて支援することとしており、平成24年度以降も、平成23年度のこうした取組の実施状況を踏まえ、取組を強化・継続することとしている。

医療機関等においては、時間帯ごとの業務の状況や診療報酬制度も踏まえた高度な労務管理が必要であり、その支援を行うためには、高い専門性を有する者が求められており、また、医療機関等の勤務環境の改善に向けた取組（好事例等）及び課題を重点的かつ効果的に把握し、知見の収集等を図る必要がある。

そこで、平成24年度から新たに、医療の分野における労務管理の改善に向けた医療機関等の取組（好事例等）及び課題の把握並びに医療機関等への相談及び助言等を行うことを目的として、病院数や病床数等客観的データ等を勘案しながら総合的に判断し、特定の都道府県労働局に専門相談員を設置するものである。

### 2 任命の要件

専門相談員は、公募を行った上で次のいずれの要件にも該当する者のうちから、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が任命するものとする。

- (1) 社会的信望があり、かつ、働き方・休み方の改善（労働時間、休日、休暇等に関する事業場内制度の改善をいう。以下同じ。）を含む労務管理に関する専門的な知識を有する者であって、相当長期にわたりこれらの知識を要する職務に従事した経験を有するものであること。
- (2) 専門相談員としての職務を遂行するに当たり必要な医療機関等の労働実態及び経営並びに医療制度に関する知識を有する者であること。

- (3) 局長通達に示す取組に関し理解を有する者であること。
- (4) 専門相談員としての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又はその信用を害するおそれがない者であること。
- (5) 公選による公職にある者又はその候補者でないこと。
- (6) 他の職業又は非常勤の国家公務員としての職務に従事している者にあつては、専門相談員の職務の遂行に支障を生ずるおそれのない者であること。

### 3 任命等の手続

専門相談員を任命、再任命又は解任しようとするときは、次の手続によるものとする。

- (1) 任命を行う場合には、本人の就任承諾書（別添2様式1）及び履歴書（別添2様式2）各1通を徴し、人事異動通知書（別添2様式3）により発令を行うこと。
- (2) 任命したときは、医療労働専門相談員証票（別添2様式4）（以下「専門相談員証票」という。）を交付すること。
- (3) 再任命の場合には、任命の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は省略して差し支えないこと。
- (4) 専門相談員を解任する場合には、解任辞令（別添2様式5）により発令を行うこと。  
なお、専門相談員が死亡した場合は、速やかに遺族等から死亡届（別添2様式6）を徴すること。
- (5) 専門相談員証票の有効期間が満了したとき、専門相談員を解任したとき又は専門相談員が死亡したときには、専門相談員証票を遅滞なく返納させること。

### 4 職務の内容

専門相談員は、局長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 医療の分野における働き方・休み方の改善を含む医療機関等の労務管理の改善に向けた取組（好事例等）及び課題の把握及び分析に関すること。
- (2) 医療の分野における働き方・休み方の改善を含む医療機関等の労務管理の改善についての相談及び助言に関すること。
- (3) 医療の分野における労働基準法（昭和22年法律第49号）第四章の規定についての相談及び助言に関すること。
- (4) 医療の分野における労働基準法に基づく、労働時間に関する届出及び許可申請に係る書類の作成についての相談及び助言に関すること。
- (5) その他労働基準監督機関が行う医療の分野における働き方・休み方の改善を含む労務管理の改善の業務への協力に関すること。

## 5 執務準則

専門相談員は、その職務を行うに当たっては、別添3「医療労働専門相談員執務準則」により行うものとする。

## 6 任期等

(1) 専門相談員は、非常勤とし、その任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

ただし、在任途中であっても、「医療労働専門相談員規程」及び「医療労働専門相談員執務準則」に定める遵守義務に違反した場合には、任命を解くものとする。

(2) 任期途中において専門相談員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 専門相談員としての勤務実績に基づき能力の実証を行った場合は再任命を妨げないが、公募によらない再任命は、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする。

## 7 報酬

専門相談員に対しては、予算の範囲内で謝金及び旅費を支給するものとする。

## 8 災害補償

専門相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

(別添1)

○厚生労働省訓第6号

部 内 一 般

医療労働専門相談員規程を次のように定める。

平成24年3月27日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療労働専門相談員規程

(設置)

第1条 医療の分野における医療機関等の労務管理の改善に向けた取組及び課題の把握並びに医療機関等への相談及び助言等の業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に医療労働専門相談員(以下「専門相談員」という。)を置く。

(任命)

第2条 専門相談員は、社会的信望があり、かつ、働き方・休み方の改善(労働時間、休日、休暇等に関する事業場内制度の改善をいう。以下同じ。)を含む労務管理に関する専門的な知識及び豊富な経験並びに専門相談員としての職務を遂行するに当たり必要な医療機関等の労働実態及び経営並びに医療制度に関する知識を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が任命する。

(職務)

第3条 専門相談員は、都道府県労働局長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 医療の分野における働き方・休み方の改善を含む医療機関等の労務管理の改善に向けた取組及び課題の把握及び分析に関すること。
- (2) 医療の分野における働き方・休み方の改善を含む医療機関等の労務管理の改善についての相談及び助言に関すること。
- (3) 医療の分野における労働基準法(昭和22年法律第49号)第四章の規定についての相談及び助言に関すること。
- (4) 労働基準監督機関が行う医療の分野における働き方・休み方の改善を含む労務管理の改善の業務への協力に関すること。

(任期等)

第4条 専門相談員の任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

2 専門相談員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 専門相談員及び専門相談員であった者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 専門相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 就任承諾書

平成 年 月 日

労働局長 殿

氏名

印

医療労働専門相談員に就任することを承諾します。

|                |   |   |    |
|----------------|---|---|----|
| <h1>履 歴 書</h1> |   |   |    |
| 住 所            |   |   |    |
| 氏 名            |   |   |    |
| 生年月日           | 年 | 月 | 日生 |
| <br>           |   |   |    |
| <h2>学 歴</h2>   |   |   |    |
| 年              | 月 | 日 |    |
| <br>           |   |   |    |
| <h2>職 歴</h2>   |   |   |    |
| 年              | 月 | 日 |    |
| 年              | 月 | 日 |    |
| 年              | 月 | 日 |    |
| <br>           |   |   |    |
| <h2>資 格</h2>   |   |   |    |
| 年              | 月 | 日 |    |
| <br>           |   |   |    |
| 上記のとおり相違ありません。 |   |   |    |
| <br>           |   |   |    |
| 平成             | 年 | 月 | 日  |
| <br>           |   |   |    |
| 氏名             |   |   | 印  |

(記載注意)

- 1 学歴欄は、最終学歴、職歴欄は、現職又は最終職歴の記載で足りること。
- 2 労働基準行政経験者は、職歴欄に監督指導業務等の従事歴、退官日及び最終官職も記載すること。
- 3 資格は、医療労働専門相談員の職務に最も関連するものを記載すること。



様式3

厚生労働省  
人事異動通知書

|  |       |
|--|-------|
| (氏名)   | (現官職) |
| <p>(異動内容)</p> <p>医療労働専門相談員を任命する。<br/>任期は平成 年 月 日までとする。</p> |       |
| <p>平成 年 月 日</p> <p>任命権者 労働局長 印</p>                         |       |

様式4（表面）

（用紙は、54×91mmとする。）

|             |                           |        |
|-------------|---------------------------|--------|
|             |                           | 第 号    |
| 医療労働専門相談員証票 |                           |        |
| 写 真         | 氏 名                       |        |
|             | 生年月日                      | 年 月 日生 |
|             | 上記の者は医療労働専門相談員であることを証明する。 |        |
|             | 発行日                       | 年 月 日  |
| 労働局長        |                           |        |

様式4（裏面）

|         |  |
|---------|--|
| 注 意 事 項 |  |
| 1       | この証票は、医療機関等を訪問するときは携帯し、面接者の請求があったときは、呈示しなければならない。              |
| 2       | この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。                                      |
| 3       | この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。                  |
| 4       | この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、又は医療労働専門相談員を解任されたときは、ただちに発行者に返還しなければならない。 |
| 5       | この証票の有効期間は、年 月 日までとする。   |

様式 5

厚生労働省  
人事異動通知書

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| (氏名)                           | (現官職) |
| (異動内容)<br><br>医療労働専門相談員の任命を解く。 |       |
| 平成 年 月 日<br><br>任命権者 労働局長 印    |       |

# 死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印  
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ） のため死亡したの  
で、お届けします。

記

〇〇労働局

医療労働専門相談員

氏 名

(別添3)

### 医療労働専門相談員執務準則

- 1 医療労働専門相談員（以下「専門相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、医療労働専門相談員規程（平成24年厚生労働省訓第6号）によるほか、この医療労働専門相談員執務準則によらなければならない。
- 2 専門相談員は、関係法令及びその解釈その他労働基準監督機関が行う業務運営の方針等について理解を深めるとともに、常に労働基準監督機関の職員とも十分な連絡を保ちつつ、適正な指導を行うことはもとより、職務を適正に遂行するための研さんに努めなければならない。
- 3 専門相談員は、職務を行うに際して、当該事案が次の各号の一に該当する場合には、その都度、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。
  - (1) 労働基準法の解釈について組織的に検討を必要とする事案又は事案の性格から組織的に継続して処理を行う必要があるもの等自らその指導に当たることが適当でないと判断したとき。
  - (2) 事案の内容が労働基準法に抵触し、これに伴う措置を必要とすると認められるとき。
  - (3) 労働基準監督機関に対する告訴又は告発であることが明らかなきとき。
  - (4) その他事案の内容から判断して指示を受ける必要があると認められるとき。
- 4 専門相談員は、職務を行った場合には、医療労働専門相談員日誌（別紙様式）に所要の事項を記載し、局長に報告するものとする。
- 5 専門相談員は、職務を行うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるように努めること。
  - (2) その職務を行うに当たり利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
  - (3) 労使紛争などの具体的な問題に関与してはならないこと。

